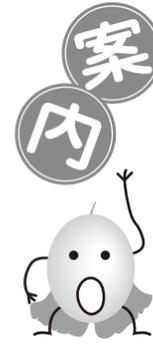


おしらせHOTコーナー 案内

おしらせ ほっとコーナー

日時・期間
場所 対象
内容
持ち物
定員 費用
申し込み
問い合わせ

●市役所の電話
996-2111
●FAX
995-7367



八潮市消防委員会の傍聴

7月28日(木) 午後1時30分
消防防署会議室B
大瀬出張所のあり方について
平成23年上半年火災・救急概要について

第1回八潮市高齢者保健福祉推進審議会の傍聴

7月21日(木) 午後1時30分～3時30分
八潮メセナ会議室
第4期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況などについて

水道メーターの交換

水道メーターは、8年ごとの交換が法律で定められています。対象となる方には、お知らせを配布後、市の指定事業者が敷地内に入り交換工事を行いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

八潮市農業委員会委員一般選挙

告示日 8月13日(土)
投票日 8月20日(土)

八潮市観光協会は、「一般社団法人八潮市観光協会」に変わりました

平成23年7月、八潮市観光協会を発展的に解消し「一般社団法人八潮市観光協会」として、新たにスタートしました。

八潮市観光協会は、「一般社団法人八潮市観光協会」に変わりました

平成23年7月、八潮市観光協会を発展的に解消し「一般社団法人八潮市観光協会」として、新たにスタートしました。

八潮市観光協会は、「一般社団法人八潮市観光協会」に変わりました

平成23年7月、八潮市観光協会を発展的に解消し「一般社団法人八潮市観光協会」として、新たにスタートしました。

臨時休館

設備点検などのため、臨時休館となります。

八幡公民館別館休館のお知らせ

耐震診断の結果、危険性が高いと診断されたため、休館します。

リサイクル図書の提供

図書館で活用がなくなった図書を、皆さんに提供します。

八潮市農業委員会委員一般選挙

告示日 8月13日(土)
投票日 8月20日(土)

八潮市観光協会は、「一般社団法人八潮市観光協会」に変わりました

平成23年7月、八潮市観光協会を発展的に解消し「一般社団法人八潮市観光協会」として、新たにスタートしました。

八潮市観光協会は、「一般社団法人八潮市観光協会」に変わりました

平成23年7月、八潮市観光協会を発展的に解消し「一般社団法人八潮市観光協会」として、新たにスタートしました。

八潮市観光協会は、「一般社団法人八潮市観光協会」に変わりました

平成23年7月、八潮市観光協会を発展的に解消し「一般社団法人八潮市観光協会」として、新たにスタートしました。

等・前後賞合わせて3億円。この宝くじの収益金は、市町村の住みよいまちづくりのために使われます。

抽せん日 8月9日(火)
抽せん場所 埼玉県市町村振興協会

検察審査員に選ばれたらご出席を!

交通事故、詐欺、脅迫などの被害にあったのに、検察官がその事件を起訴してくれない。どうも納得できない。このような人々のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。検察審査会では11人の審査員がこの審査をします。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっています。

所得税の予定納税(第1期分)の納期をお忘れなく

所得税の予定納税(第1期分)の納付期限は、8月1日(月)です。納付が期限内に遅れると、期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

全国健康保険協会(協会けんぽ)加入者の特定健診

主に中小企業で協会けんぽへ加入されている本人とその家族の方は、市の特定健診は受けられません。協会けんぽでは、事業所へ申込書(本人用)および受診券(家族用)を送付していますので、直接事業所へお問い合わせください。また、協会けんぽの任意継続保険へ加入されている方は、協会けんぽへお問い合わせください。

商業法人登録事務の集中に伴う事務取扱庁の変更について

さいたま地方事務局草加出張所で行っている商業法人登記事務

埼玉県立特別支援学校

埼玉県立特別支援学校 埼玉保己二学園(県立盲学校) 教育相談 学校公開

教育相談

8月20日(土) 午前10時～午後3時

学校公開

9月16日(金) 午前9時10分～午後0時30分

埼玉県立特別支援学校

埼玉県立特別支援学校 埼玉保己二学園(県立盲学校) 教育相談 学校公開

(別表) 鶴ヶ曾根・二丁目土地地区画整理地区

| 街区番号 | 画地番号 | 地積(m ²) | 単価(千円/m ²) | 公売価額(千円) |
|------|------|---------------------|------------------------|----------|
| 48-2 | 10 | 300 | 92 | 27,600 |

案内図



宅地(保留地)を売り出します!

【公売区画】 1区画(別表の通り)
【公売方法】 公開抽せん方式
【申し込み】 第1回目 7月19日(火)・20日(水) 午前9時～午後2時
 対 鶴ヶ曾根・二丁目土地地区画整理事業地内に土地の所有権などの権利があり、市の備え付けの権利者名簿に記載されている方に限る。
 第2回目 7月25日(月)・26日(火) 午前9時～午後2時(1回目の申し込みがない場合に実施)
 対 個人、法人を問わず申し込み可

※1回目、2回目とも市役所2階、区画整理課窓口において受け付けます。
 ※抽せん参加申込書、公売案内などは、区画整理課で配布します(公売案内については、市ホームページにも掲載)。
【申込時必要な物】 ①抽せん保証金50万円(現金または銀行その他の金融機関が振り出した小切手)
 ②認印
【抽せん】 8月1日(月) 午前10時 場 市役所第3会議室
 ※今回の公売で申し込みがなかった場合は、7月29日(金)から随時公売します。
 ※この他、公売中の宅地(保留地)もあります。市ホームページで、保留地公売情報を掲載しています。

区画整理課 ☎325